平成25年4月1日

株式会社 証券ジャパン

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」といいます。)が一部改正され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されました。 つきましては、「証券ジャパンの約款・規定集(インターネット取引をご利用のお客様用)」の一部改正を以下の通り行いましたので、ご確認くださいますよ うお願いいたします。

(改定される約款、規定)

- 第2章 インターネット取引総合取引約款
- 第6章 投資信託受益権振替決済口座管理約款
- 第7章 株式等振替決済口座管理約款

(改正項目の新旧対照表)

下線部分変更 新 IΗ 第2章 インターネット取引総合取引約款 第2章 インターネット取引総合取引約款 (取引の解約事由) (取引の解約事由) 第17条 各契約は以下の事由に該当したときに解約されるものといたしま 第 17 条 名契約は以下の事由に該当したときに解約されるものといたしま | す。 す。 (1)(1)(現行どおり) (省略) ⑥「犯罪収益移転防止法」に基づく、取引時確認ができない場合 ⑥犯罪収益移転防止法に基づく、本人確認ができない場合 第6章 投資信託受益権振替決済口座管理約款 第6章 投資信託受益権振替決済口座管理約款 第3条(振替決済口座の開設) 第3条(振替決済口座の開設) (1)振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめお客様から当社所定の「申 (1)振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめお客様から当社所定の「申 込書」により申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関 込書」により申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関 する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。 する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 (2)(2)(省略) (現行どおり)

(改正項目の新旧対照表)

新	IB
第7章 株式等振替決済口座管理約款	第7章 株式等振替決済□座管理約款
第3条(振替決済口座の開設) (1)振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から当社所定の「申込書」により申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。	第3条(振替決済口座の開設) (1)振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から当社所定の「申込書」により申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
(現行どおり) (3)	(3) (3)
以上	以上